

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで
② 昭和63年12月から平成元年3月まで

私は、年金受給の申請をした際に、申立期間が国民年金保険料の未納の記録になっていることを初めて知った。申立期間の保険料は、間違いなく納付していた記憶があるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の記録によると、昭和63年12月21日に国民年金被保険者資格を再取得した旨の処理が平成元年6月27日に行われていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の再加入手続を行ったものと考えられることから、この時点では、申立期間②に係る国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の直近の国民年金加入期間に当たる昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を現年度納付し、申立期間②の直後に当たる平成元年4月以降は196か月にわたる保険料を、全て納期限内に納付していることが確認できるところ、オンライン記録から、同年7月24日に申立人に対して、申立期間②の保険料の納付書が作成されていることが確認できるとともに、同時期頃に作成されたと考えられる納付書で申立期間②直後の同年4月から同年8月までの保険料を同年8月8日に現年度納付していることが確認できることから判断すると、申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、毎月国民年金保険料を納付して

いたと主張しているが、当時の保険料の納付方法は3か月ごとの納付とされており、申立人の主張と相違している上、申立人は、当該期間に係る保険料の納付状況について証言できる親族や知人等もいないと述べており、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られない。

また、申立期間①は48か月と長期間であり、関係行政機関等が国民年金保険料収納の事務処理を誤り続けるとは考え難い。

さらに、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

私の国民年金保険料は、母親に納付してもらっていた。家族の保険料も母親が納付していたと思うが、家族の保険料は納付されているのに、私の 2 か月分だけ納付していないとは考えられないので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居し国民年金被保険者資格を有していた申立人の母親及び兄は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、家族全員の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金被保険者期間の国民年金保険料は、申立期間を除き、全て納付済みである上、申立期間は 2 か月と短期間である。

さらに、A 市では、申立期間当時、国民年金と国民健康保険の加入手続は、同時になされることが通例であったとしているところ、申立人の国民健康保険の加入時期（昭和 62 年 6 月 5 日に加入届を提出）及び資格取得時期（昭和 62 年 2 月 1 日）から判断すると、国民年金の加入手続を昭和 62 年 6 月頃に行い、同年 2 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、当該加入手続を行った時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、同市では、申立期間当時、過年度保険料の納付書を窓口に着用していたとしており、納付意識の高い申立人の母親が、加入手続を行ったにもかかわらず、納付可能な申立期間の保険料を未納のままにしておくことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

年金記録を確認したところ、国民年金加入期間のうち、昭和 53 年度及び 55 年度の国民年金保険料は納付済みとなっているが、国民年金の加入手続をした 54 年度の保険料が未納とされている。

申立期間当時は、叔父が経営する事業所に勤務しており、A 市に転入した昭和 54 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、勤務先の隣にあった金融機関で国民年金保険料を納付していた。

未納は無かったので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無い。

また、A 市の国民年金手帳交付簿及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、昭和 54 年 7 月 2 日に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 53 年 11 月 24 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間直前に当たる 53 年 11 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、昭和 55 年 9 月に申立人が転入した B 町の国民年金被保険者名簿によると、「53.11～55.3 まで納付したと本人の言」との記載がある上、申立期間直後に当たる 55 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の同年 9 月までの国民年金保険料については現年度納付していることが確認できることから判断すると、申立期間の保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額の記録を平成15年12月7日は22万円、16年7月24日は23万円及び同年12月29日は21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月7日
② 平成16年7月24日
③ 平成16年12月29日

私は、提出した給料支払明細書で確認できるとおり、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の賞与に関する厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料（賞与・一時金）支払明細書、事業主が提出した賞与額及び賞与に関する控除額のメモにより、申立人は、申立期間①から③までにおいて、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の所持する給料支払明細書及び事業主が提出した賞与に関するメモにより確認できる厚生

年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 7 日は 22 万円、16 年 7 月 24 日は 23 万円及び同年 12 月 29 日は 21 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同様に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたとする全ての元同僚についても申立期間に係る賞与の記録が無いことから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年11月から8年9月までを41万円、同年10月から9年1月までを38万円、同年2月及び同年3月を41万円、同年4月及び同年5月を44万円、同年6月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から9年6月まで

株式会社Aに勤務していた平成7年11月から9年6月までの標準報酬月額が26万円になっているが、実際の給与は41万円から48万1,000円を支給されており、厚生年金保険料も3万3,825円から3万8,170円の間で控除されていた。

標準報酬月額の記録を、給与支給明細書に記載された支給額に応じた額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の保管する株式会社Aの給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成7年11月から8年9月までは41万円、同年

10月から9年1月までは38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年11月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年11月7日まで

国の記録では、私のA株式会社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成6年3月31日となっているが、同年11月まで同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が引かれていた。

申立期間について、A株式会社で働いていたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初のオンライン記録では、A株式会社は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、商業登記簿によれば、同社は申立期間において法人格を有していることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が適用事業所ではなくなった平成6年3月31日以降の同年11月7日付けで、遡及して処理されていることが確認できることから、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人は、当該事業所に申立期間も継続して勤務していたことが確認できることから、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人を除く29名についても、申立人と同様の資格喪失処理が行われている上、平成6年10月の定時決定が取り消されていることが確

認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は社会保険事務所（当時）が資格喪失の処理をした平成6年11月7日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該処理前の記録により、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 9 月 15 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 4 月から同年 8 月までは 8 万 6,000 円、同年 9 月から 52 年 8 月までは 9 万 8,000 円、同年 9 月から 53 年 8 月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 9 月 15 日まで
昭和 51 年 4 月に、同じ大学を卒業した 2 名と株式会社 A（現在は、株式会社 B）に入社した。

当該事業所には 2 年半ほど勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できないことが分かった。

同期入社した者は当該事業所での加入記録があり、社会保険事務所のずさんな記録管理により私の記録だけが確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人が申立期間において株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳等によれば、申立人は、申立期間について C 厚生年金基金に加入していたことが確認できる上、株式会社 B は、「厚生年金保険と厚生年金基金に係る手続に、複写式の届出用紙を使用していた。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記載された申立人の記

号番号は、当該事業所において、昭和 51 年 4 月 1 日に資格取得と記録されており、当該記録が取り消されたと考えられる記載は見当たらない上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、前後の整理番号に対応する資格取得日から判断すると、申立期間の被保険者記録である可能性の高い整理番号が欠番となっているなど、社会保険事務所における年金記録の管理が適切でなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 9 月 15 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、企業年金連合会の記録から、昭和 51 年 4 月から同年 8 月までは 8 万 6,000 円、同年 9 月から 52 年 8 月までは 9 万 8,000 円、同年 9 月から 53 年 8 月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月から同年8月までは6万4,000円、同年9月から49年1月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から49年2月1日まで

私は、昭和48年2月1日付けでA株式会社に採用され、申立期間は同社のB支店、C営業所及びD店に勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、申立期間は未加入となっているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に昭和48年2月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、E健康保険組合から提出された資料により、申立人が昭和48年2月1日から同健康保険組合で被保険者とされていたことが確認できるところ、A株式会社では、申立期間当時、健康保険と厚生年金保険の資格取得日は同じ日であったとしている。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ職種の仕事をしていたとする同僚は、昭和48年3月1日に雇用保険の被保険者資格を取得しているところ、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E健康保険組合の記録から、昭和48年2月から同年8月までは6万4,000円、同年9月から49年1月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人の厚生年金保険に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険の記録と同じく昭和48年9月に厚生年金保険についても月額変更届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から16年6月まで

私は、けがにより入院したため、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったため保険料の免除申請をしていた。免除申請は私の母が行っており、申立期間が未納になっているのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金保険料に係る免除申請の手続を行ったとしているところ、平成17年7月に継続免除制度が導入される以前は、保険料に係る免除申請の手続は毎年度行う必要があり、仮に申立人の母が申立期間について保険料に係る免除申請を行ったとすると13回の手続が必要となるが、これだけの回数にわたり、行政機関等が免除に係る記録管理を誤り続けるとは考え難い。

また、申立期間のうち、平成9年1月以降については、既に基礎年金番号制度が導入され、同番号に基づく電算による制度横断的な被保険者資格の記録管理が行われており、年金記録事務における処理の機械化が促進されていたことを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料に係る免除申請の手続に関与しておらず、手続を行ったとする申立人の母は、既に亡くなっていることから、免除申請に関する手続等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料に係る免除申請の手続を行っていたことを示す関連資料が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から47年3月まで

私は、国民年金制度発足以来、納付組織を通じ、毎月国民年金保険料を納付してきたが、昭和44年10月から47年3月までが未納期間となっている。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A納付組織を通じて、その夫の分も一緒に国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立期間については、夫も未納期間とされている。

また、申立人が申立期間当時居住していたB町（現在は、C県D町）の国民年金被保険者名簿の昭和44年10月から46年3月までの検認記録欄、及び当該被保険者名簿を引き継ぎ、同年4月以降の保険料の納付状況等を記録している同町の国民年金保険料納入調査台帳における昭和46年度の欄が、いずれも空白とされているとともに、国民年金被保険者台帳及び申立人が現在居住するE市の国民年金被保険者名簿においても申立期間は未納期間とされているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に加入していたA納付組織の当時の代表者は、既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、申立期間に同納付組織に加入していた申立人の当時の近所の者（3名）についても、申立期間において未納期間又は特例納付期間の記録がみられることから判断すると、同納付組織では、必ずしも全ての構成員が国民年金保険料を完納していたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年10月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料を納付していることが確認できないとの回答をもらった。父親から国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号に係る被保険者の記録から、昭和60年11月ないし同年12月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないものとなっている。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年9月20日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる上、それ以前に申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる記録は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、納付書が発行されたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父は、既に亡くなっており、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は82か月と長期間であり、これだけの期間について関係行政機関等が記録の管理を誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの期間及び54年4月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年3月まで
② 昭和54年4月から56年9月まで

私は、会社を退職した時は、母に国民健康保険と国民年金の切替えの手続を役場でしてもらっていた。母が父と兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を役場で納付していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、母が父と兄の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人と兄については、A町の国民年金被保険者名簿において確認できる昭和46年度から48年度までの期間における保険料の納付日が一致していない上、父と母については、同名簿が保管されていないため保険料の納付日を確認できず、申立人の保険料が父と兄の保険料と一緒に納付されていた状況はうかがえない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母からは、申立期間に係る具体的な証言を得ることができず、申立人も国民年金の加入手続及び保険料納付について関与していないことから、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は2期間41か月と長期間である上、A町の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①は未納期間、申立期間②は未加入期間として記録されており、この記録は、国民年金被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間②については未加入期間とされていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難く、保険

料を納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 5 月まで
② 昭和 44 年 12 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月まで
④ 昭和 47 年 9 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 48 年 2 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 50 年 9 月から 51 年 2 月まで
⑧ 昭和 53 年 1 月から同年 6 月まで
⑨ 昭和 53 年 9 月から 54 年 5 月まで
⑩ 昭和 55 年 4 月から同年 10 月まで
⑪ 昭和 56 年 12 月から 57 年 2 月まで
⑫ 昭和 58 年 2 月から同年 5 月まで

私は、申立期間当時は船に乗っており、上陸期間が短かったため、国民年金等役所関係の手続は全て父親に任せていた。申立期間の国民年金は父親が加入手続をし、その保険料は父親や母親が納付していたはずである。

申立期間の保険料が納付済みとされていないのは納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳番号割振設定表によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月 2 日に A 市に割り振りされた記号番号であることが確認できる上、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、国民年金被保険者資格の新規取得日が 59 年 7 月 25 日と記載されているところ、

当該名簿の記号番号欄に職権適用を示す「職」という印が押され、当該名簿の作成日が 61 年 1 月 11 日と記録されていることから、申立人は、60 年 7 月以降 61 年 1 月頃までの間に職権適用となり、直近の船員保険被保険者資格の喪失時期に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが推認でき、申立期間は未加入期間であったものと考えられる。

また、職権適用により申立人が国民年金被保険者資格を取得したと推認できる時期においては、申立期間の大半は時効により保険料が納付できない期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料納付等を行ったとする申立人の父親及び母親も既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況、及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の父親又は母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年4月まで
年金事務所の記録では、申立期間は国民年金に未加入となっているが、母の手帳の平成8年7月22日欄に、母と一緒にA町役場（当時）へ行き、私が学生なので国民年金保険料の免除申請手續のお願いをした旨の記載があるので、申立期間は、学生たる被保険者として国民年金保険料が免除されていたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁通知によると、基礎年金番号制度の実施（平成9年1月）に伴う基礎年金番号の設定に際し、平成8年9月30日までに被保険者資格取得届等が処理された者については、当該日時点において現に加入している制度の年金手帳の記号番号が基礎年金番号として付番されることとなる。ところ、申立人の基礎年金番号は、申立期間の直前まで勤務していたB株式会社において平成6年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の記号番号とされていることから判断すると、申立期間は国民年金に加入していなかったものと推認できる。

また、申立人が申立期間に住所を有していたC町（申立期間当時は、A町）では、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる資料は無いと回答している上、オンライン記録においても、申立人が申立期間を含め国民年金に加入した事実は見当たらない。

さらに、申立人から提出された申立人の母の「日記手帳」により、申立人及びその母が平成8年7月22日に学生に係る国民年金保険料の免除申請手續のお願いのためにA町役場へ行ったことは推認できるが、当時、免除申請が認められたか否か、国民年金加入手續を行ったか否かについて、

申立人及びその母は覚えていないと述べている。

加えて、申立人は、申立期間のうち、平成8年7月から9年3月までの期間は、定時制課程であるD高等学校（当時）の生徒であったことが確認できるものの、申立期間当時の「学生に係る保険料免除基準」では、定時制課程の生徒は保険料免除の適用対象となっておらず、保険料免除の対象期間とならない上、同年4月は、申立人がD高等学校を卒業した後の期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を学生たる被保険者として免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成20年9月から21年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月から21年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、平成21年6月26日にA駅近くのコンビニエンスストア（株式会社BのC店）において、督促用の納付書により現金で10万870円を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構によると、申立期間当時、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料が収納された場合には、コンビニエンスストアの各店舗が保険料受領時にバーコードにより読み込んだデータがコンビニエンスストア本部を通じて社会保険庁（当時）に速報データとして送信されるとともに、同本部において当該データと各店舗から同本部に別途送付される領収済通知書を突合し、確定した収納データが社会保険庁に送信されることとなる。日本年金機構では、申立てに係る保険料の収納データの受信記録は無いと回答している。

また、コンビニエンスストア本部では、領収済通知書を3年間保管することとされているところ、株式会社Bの本部では、申立期間当時の収納記録として保管している領収済通知書を調査したが、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の領収済通知書は無い旨回答しており、申立てを裏付ける資料等は得られない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、平成21年当時居住していたD市E町に送付された督促用の納付書により納付した旨述べているところ、オンライン記録によれば、21年に申立期間の過年度納付書が発行された記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 47 年 12 月に結婚してからは、同居していた義母が A 納付組織を通じ、私の分の国民年金保険料を義母の保険料と一緒に納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。もし未納であれば、当時 B 役場（現在は、C 町役場）に勤務していた夫を通じて、納付勧奨の話があるはずだが、そのようなことも無かった。

申立期間が未納になる理由が思い当たらないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた申立人の義母が A 納付組織を通じて申立期間の国民年金保険料を義母の保険料と一緒に納付したと述べているところ、B 町（現在は、C 町）の申立人及びその義母に係る国民年金被保険者名簿により、納付年月日が確認できる昭和 48 年 1 月から 55 年 3 月までの期間については、大半の納付年月日が一致しておらず、必ずしも申立人とその義母が保険料と一緒に納付していたとは言い難い。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄によると、申立期間直後の昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間については 51 年 12 月 9 日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点において申立期間の保険料は時効により納付できないものとなっている上、上記名簿の記録は申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録及びオンライン記録とも合致している。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとしている申立人の義母は既に亡くなっている上、申立期間当時、国民年金保険料を集金

していたとしているA納付組織の代表者、及び申立期間後に同納付組織の代表者をしていたとしている申立人の義父も、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 2 月まで

昭和 49 年 4 月初めに A 株式会社を退職したことにより、実父が B 町役場（当時）で私の国民年金の加入手続を行い、納付書が送付されてきたので、同年 4 月分から自分で国民年金保険料を納付した。

その後も昭和 59 年 3 月に厚生年金保険に加入するまでは、国民年金保険料を納付していたはずなので、各申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 7 月 31 日に B 町（現在は、C 市）において、申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できる。

また、D 市（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 49 年 6 月 20 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は未加入期間として取り扱われており、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 49 年度印紙検認記録欄に申立期間①は納付不要と記載されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、国民年金に加入して以降、昭和 59 年 3 月に厚生年金保険に加入するまでの期間は、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、上記被保険者名簿によれば、58 年 4 月 2 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間②は

未加入期間として取り扱われ、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、上記被保険者名簿の記録はオンライン記録とも一致している。

このほか、各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答を得た。

社会保険事務所（当時）に行って、厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、その場で保険料を納付した記憶があるので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、A県内では、国民年金の加入手続は、通常市町村で行うこととされていた上、社会保険事務所の窓口では現年度保険料を領収していなかったことが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、全国健康保険協会の記録によると、申立人は、平成5年8月1日に健康保険の被保険者資格を喪失した時に、健康保険の任意継続手続を行っていることが確認できることから、当該手続は住所地を管轄する社会保険事務所で行うこととされていたことから、当該手続をもって、国民年金の加入手続を行ったと認識している可能性も否定できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 62 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 62 年 7 月まで
年金記録を確認したところ、昭和 59 年 6 月に A 市から B 市に転入したが、転入後に当たる申立期間の国民年金保険料が未納となっている。
B 市へ転入する際、国民年金の住所変更手続をして、国民年金保険料は B 市役所で毎月納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻も一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料も一緒に納付していたと思う。」と述べているが、申立人の妻の国民年金加入記録は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、B 市役所で毎月納付していた。」と主張しているところ、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの期間について B 市では、3 か月ごとに国民年金保険料を収納していたことが確認でき、申立人の主張と相違する。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間は 37 か月（3 か月納付 21 か月 7 期、1 か月納付 16 か月）と比較的長期間であり、これだけの期間にわたって関係行政機関が事務処理を誤り、納付の事実を記録していないとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月及び8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月
② 平成8年1月

私の国民年金保険料納付記録について年金事務所に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できないとの回答を得た。

1か月ずつ未納にすることは考えられないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者に係る資格取得時期から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成8年11月頃と推測され、同時期には電算で管理された記録に基づく機械出力による納付書の作成、領収済通知書の機械による入力等、年金記録における事務処理の機械化が図られていたことを踏まえると、同一年度中に二度にわたって記録管理に誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る保険料納付についての記憶が定かではないため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から45年6月まで

夫の仕事の関係で、A町（現在は、B市）にある社宅に入居していた時に、社宅の管理人をしていたC氏が定期的に国民年金保険料の集金に来て、ノートに保険料額と日付を記入し、C氏の私印を押してくれた記憶がある。申立期間の直前の保険料もC氏が集金に来ていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A町D地区の社宅に入居した時から、社宅の管理人をしていたC氏が、申立期間の国民年金保険料の集金に来ていた。」と主張しているところ、E事業所では、申立期間当時の当該社宅の管理人は、F氏（女性）であったと考えられる旨の回答をしているが、オンライン記録を調査したところ、F氏及びその夫と思われるC氏の両名は既に亡くなっており、申立期間に係る保険料の納付状況等を聴取することができない。

また、B市に照会したが、当時の社宅があった地区に国民年金納付組織等が存在していたかについては、不明であると回答しており、申立てを確認できる情報は得られなかった。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和44年3月11日資格喪失、50年10月11日資格取得と記載されており、申立期間のうち、44年3月から45年6月までの加入記録は見当たらず、当該期間は未加入期間とされている上、G市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても同様に未加入期間と記録されていることから、当該期間については、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考

えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年12月まで
平成4年11月頃、A県からB県C市に転居し、D区役所で転入手続をしたが、その際、国民年金の加入も勧められた。
空白期間があるとそれまでの年金が無効になると言われ、記録がつながるよう国民年金保険料を納付したので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年11月頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、C市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日（平成3年4月21日）及び喪失日（平成5年1月18日）の入力処理が、8年8月28日に行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われ、その際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した3年4月21日まで遡って被保険者資格を取得したものと推認される。

このため、国民年金の加入手続が行われたと考えられる平成8年8月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、平成6年9月及び同年10月、8年7月から11年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できることから、申立人は、「平成8年8月頃に株式会社Eに入社したが、その頃は自分で国民年金保険料を納付した記憶は無いので、会社が保険料を納付してくれていたと思う。」旨述べている。しかしながら、株式会社Eでは、「申立人は、平成8年8月26日に当社に入社している

が、当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、社員は厚生年金保険に加入することはできなかった。会社が社員に代わって国民年金の加入手続や保険料の納付を行うことはなかった。」旨の回答をしていることなどから判断すると、申立人自身が、8年8月頃に国民年金の加入手続を行い、同年7月以降の保険料を納付し、過年度納付が可能であった6年9月及び同年10月の保険料を納付したものと考えられ、申立人は、この期間の保険料の納付をもって申立期間の保険料を納付したものと記憶している可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から60年2月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を地区の集金組織を通じて納付していたはずなので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が平成20年12月9日に国民年金被保険者資格を再取得した際、この時点で未加入となっていた申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得（昭和59年6月19日）及び喪失（昭和60年3月4日）の記録が平成20年12月19日に入力処理されていることが確認でき、この時点においては、申立期間は国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金被保険者資格は昭和59年4月23日に喪失した後、申立期間に同資格を取得した旨の記録を確認することができないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から同年7月まで

A株式会社を退職しB事業所に入社するまでの3か月間は、妻と二人分の国民年金加入が必要となり、妻が役所窓口にて平成元年5月頃から国民年金保険料の払込みをした。妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していたC市では、申立人が同市に住民登録していた期間は昭和62年12月15日から平成12年4月1日までであるが、同市においての国民年金の加入実績は無いとしている上、その後転入したD市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同年5月16日に国民年金被保険者資格を新規で取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも、国民年金の被保険者となった日として「平成12年5月16日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が加入手続をしたとする平成元年当時、国民年金に加入した場合には、社会保険事務所（当時）から国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成元年5月頃から妻の保険料と併せて、C市E支所の窓口で納付したと主張しているが、申立期間当時、C市を管轄するF社会保険事務所（当時）では、管内の市町村

に対して、事前に一括して多数の国民年金手帳記号番号を払い出す取扱いを行っていたところ、同事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妻の国民年金手帳記号番号を含む1,000番分の手帳記号番号が2年1月30日にC市に払い出されたことが確認できることから、妻の加入手続は同年1月以降に行われたと推認され、また、オンライン記録によると、申立期間の妻の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できるなど、申立人とその妻と一緒に加入手続を行い、妻の分と併せて同保険料を元年5月頃から納付していた形跡はうかがえない。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月頃から33年3月頃まで

私は、昭和32年12月頃から33年3月頃までの期間に、A株式会社に季節労働者として勤務したが、A株式会社に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が記憶する複数の同僚が被保険者であることが確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、いずれも所在が不明であることから、申立期間当時の状況について証言を得られない上、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、所在が特定できた同僚11人に照会しても、回答が得られた4人は、いずれも申立人を知らないとしており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、当該事業所は、昭和45年3月9日に解散し、事業主及び解散時の代表清算人等は既に死亡していることから、申立人の当該事業所における雇用期間及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間において被保険者資格を取得した者はいない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 6 日まで
② 昭和 41 年 8 月 20 日から同年 11 月 5 日まで
申立期間①について、A市B地区にあったC有限会社で勤務した。
申立期間②について、A市D地区にあったE株式会社に勤務した。
しかし、申立期間①及び②が厚生年金保険の加入期間となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C有限会社は、昭和 41 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所は平成 12 年 5 月に閉鎖され、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立期間①において、ただ一人の厚生年金保険被保険者であった者は、申立人及び申立人が記憶している同僚のことを覚えていないとしており、申立人の勤務期間等についての証言を得ることができない。

さらに、事業主の娘で、C有限会社の取締役であった者は、申立期間当時、従業員の出入りが激しかったので、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった旨証言しており、申立人が氏名を挙げた同僚二人もオンライン記録上、当該事業所における被保険者記録が確認できないこと等から、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の当該事業所における雇用保険の記録も確認できない。

申立期間②について、E株式会社の登記簿謄本によると、所在地はA市F地区（現在は、D地区）にあったことが確認できるが、オンライン記録によると、G県内及びG県外において、事業所名に「E」の名称を含む事業所で申立期間②当時、厚生年金保険の適用を受けている事業所は確認できない。

また、当該事業所の前身であるH株式会社は、I県で昭和31年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、37年8月1日に適用事業所ではなくなっている上、現在は閉鎖されており、事業主も不明であるため当時の状況を確認することができない。

さらに、当時の同僚の所在は不明であり、申立人の当該事業所における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2690 (事案 650 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 2 月まで

私は、昭和 40 年 9 月から 41 年 2 月末まで、A 株式会社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の回答では厚生年金保険の加入記録は見当たらないとのことであった。

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとされたが、A 株式会社は、ハローワークで、社会保険加入を条件に求職した事業所であると記憶しているので納得できない。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の回答等から、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できるが、i) 当該事業所は、既に解散し、元代表者は「申立期間当時の人事記録等は保管されていない。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できないこと、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、iii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等が見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき申立人に対し、平成 21 年 3 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A 株式会社は、ハローワークで、社会保険加入を条件に求職した事業所であると記憶している。」と主張し、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているところ、申立人が勤務したとする事業所の元代表者から、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について新たな資料等は得られず、再申立てにおける申立人の主張を確認でき

る新たな情報は得られなかった。

また、関係行政機関の回答から判断すると、申立期間当時、求人票の社会保険の欄は、求人時の事業主による申告に基づき記載されるものであり、雇用された者の就職後の加入状況の確認までは行われていなかったとみられることから、求人票の社会保険の欄の記載をもって、直ちに厚生年金保険に加入していたとは言い難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人が同僚として名前を挙げた者も申立人同様、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、今回、新たに別の同僚及び当時のB営業所の所長2名にも照会を行ったが、申立人の勤務期間を特定できる証言及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られなかった。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 3 日から 44 年 4 月 13 日まで

申立期間①について、有限会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

申立期間②について、B株式会社（現在は、株式会社C）に勤務していたが、支給されていた給与額と標準報酬月額が相違しているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の有限会社Aにおける勤務状況等に関する詳細な記憶、及び当時事務員であった同僚の証言から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aには申立期間①当時の資料は無く、当時の事業主も既に亡くなっているほか、申立人には当該事業所での雇用保険の記録も無いことから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人が名前を挙げている同僚を含め、申立期間①に有限会社Aで厚生年金保険の加入記録がある同僚は、既に死亡又は所在が確認できない者が多く、当時事務員であった同僚以外の者から当時の状況を確認することはできない。

さらに、申立期間①の従業員数について、有限会社Aの現在の事業主

(申立期間①当時の事業主の妻)はパート勤務の者が多く、20名から30名ぐらいであったとし、申立人及び当時事務員であった同僚は、正社員及びパートが各半数ほどで、20名ぐらいであったとしているところ、申立期間①に当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できるのは14名であることから判断すると、当該事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、株式会社Cでは、申立期間②当時の資料は残っていないため、申立人の標準報酬月額等については不明であるとしている。

また、B株式会社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額、及び企業年金連合会が保管するD厚生年金基金の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の標準給与月額は、それぞれ3万6,000円となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、B株式会社の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人と同様に昭和43年9月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は13名おり、そのうち2名の標準報酬月額は3万円、申立人を含む11名は3万6,000円となっている上、この11名の中には、申立人が同じ職種で勤務していたとする同僚も含まれているなど、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

なお、昭和43年9月にB株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、標準報酬月額の記録が確認できる30名のうち、最も標準報酬月額が高い者は4万2,000円であり、申立人が主張する7万円の給与に相当する標準報酬月額とされている者は見当たらない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については加入記録が無いとの回答があった。昭和 41 年 4 月 1 日から A 事業所で研修を受け、同年 4 月 25 日から B 事業所（現在は、C 事業所）に勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 株式会社 E 支店から提出された申立人に係る職歴の回答により、申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 4 月 25 日まで、A 事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A 事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていた事実が確認できない。

また、申立人が同じ時期に A 事業所における研修を修了し、B 事業所に配属されたとして氏名を挙げている同僚 5 人についても、申立期間に A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた記録は確認できない。

さらに、D 株式会社 E 支店によると、申立期間当時、A 事業所において臨時職員として勤務していた者の厚生年金保険の取扱いについては不明としており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、当時の同僚から聞いた話として、昭和 39 年と 40 年に A 事業所を修了し B 事業所に配属された者は、A 事業所での研修期間についても厚生年金の被保険者期間とされている旨主張しているところ、A 事

業所が厚生年金保険の適用事業所とされていた 39 年当時については、厚生年金保険の被保険者とされている者が確認できるものの、40 年 4 月から同年 11 月までの期間については、申立期間と同様に同事業所が厚生年金保険の適用事業所とはされていない上、同年 12 月 1 日に 63 歳で被保険者資格を取得している 1 人を除き、40 年に同事業所において被保険者資格を取得している者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社に正社員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

当時の給料から厚生年金保険料が控除されていたかは記憶に無いが、社会保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容についての具体的な記憶から、申立人がA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から聴取しても、当該事業所の上司及び同僚の氏名は不明であり、これらの者から申立てを裏付ける証言が得られないほか、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者になっている20名に照会したところ13名から回答があったものの、全員が申立人を知らないとしており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の届出事務を担当していた従業員は、「厚生年金保険には正社員でなければ加入できず、正社員となるには身元保証人を2名立てて、印鑑証明書を添付しなければならなかった。書類が提出できずに正社員になれない従業員は多数おり、辞めていく人もいた。」と証言しており、当該事業所が従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっていることから、当該事業所における申立人の厚生年金保険の加入状況等が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。